

# 電力分野における実態調査報告書～卸分野について～（ポイント）①

## 調査の背景・趣旨

- 電源の非化石化及び再エネ電源主力化の要請を受け、安定的な電力供給の維持及び確保が課題。
  - デジタル社会や脱炭素社会において重要な基盤となる電気について、**需要家の多様な選択肢の確保や、効率化による価格低下等の利益の実現のためには、競争環境の整備も引き続き重要。**
- ⇒ **まずは、卸分野における旧一般電気事業者と新電力の相対取引を中心に調査を実施。**

## 提言第1－① 新電力の電源アクセス機会の確保

電源新設が困難な状況の中で、新電力にとっては、発電分野で高いシェアを占める旧一電の既存電源へのアクセス機会の有無が競争上重要となっている状況や旧一電の既存電源に係る費用負担の状況を考慮すると、旧一電が完全に自社のみで建設費や固定費を負担しているといえる電源を除き、**新電力にもアクセス機会が付与されることが競争政策上望ましい。**

	現状・課題	競争政策上の考え方
旧一電小売による卸売及び既存の長期契約	旧一電の発電部門と小売部門が分社化（発電分離）されているエリアのいずれにおいても、新電力は、自社の競争相手である発電分離後の旧一電小売から電力を購入せざるを得ない状況。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 旧一電小売は、長期契約に基づく調達量の見直しを行うなどにより、新電力が自社の競争相手である旧一電小売から電力を購入せざるを得ない状況を改善し、<b>新電力が発電事業者から直接電力供給を受けられるようにすることが競争政策上望ましい。</b></li> <li>➤ 内外無差別のコミットメント以前から存在する、旧一電発電・小売間の既存の長期契約について、<b>当該長期契約を自動更新しないことはもとより、他の小売電気事業者においても契約期間終了後の相対交渉等に円滑に臨めるよう、契約期間終了後に新規募集を行う際、検討のために必要な期間を十分確保した上で、期間、条件等の応募に必要な情報を開示する等の対応を採ることが競争政策上望ましい。</b></li> </ul>
旧一電・新電力間の長期契約	旧一電と新電力による長期契約については、安定供給に資するという点で一定のニーズが確認された一方で、制度及び市場の変動や与信に関するリスクが締結の判断を困難としているという意見が旧一電及び新電力の双方から確認。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 旧一電発電は、自社小売又は新電力の区別なく、<b>単年度契約のみではなく、長期契約も含めた卸標準メニューを作成し、継続して相対交渉で積極的に提示するなど、多様なメニューの中から新電力も含めた小売電気事業者のニーズに合ったメニューを選択できるようにすることが競争政策上望ましい。</b></li> </ul>
旧一電による社外電源からの調達	発電一体の旧一電において、従来から旧一電として（発電の区別なく）調達してきた社外電源について、旧一電小売の直接調達として内部整理や契約名義を変更し、その結果として、新電力からの電源アクセスが困難となっている事例が存在。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 契約期間満了後のタイミング等で、卸契約の契約先について新電力も含めた小売電気事業者を広く検討するなど、<b>新電力のアクセス機会が確保されることが競争政策上望ましい。</b></li> <li>➤ 契約期間中であっても、合理的な理由なく小売部門の直接調達として整理されている場合には、<b>発電部門からの卸売の一部と整理し、新電力のアクセス機会を確保することも考えられる。</b></li> </ul>

## 提言第1 – ② 相対契約における契約条件の是正

電取委による内外無差別な卸売に係る取組は、卸分野における旧一電と新電力のイコールフットイング及び小売分野における公正な競争環境の確保に資するものと考えられるが、相対契約において、旧一電発電が旧一電小売と新電力とで同一条件を設定した場合であっても、旧一電小売と新電力の事業規模や事業特性の違いにより、異なる効果を生じさせることがあることから、**契約条件による実質的な効果の差についても留意する必要がある。**

	現状・課題	独占禁止法上の考え方		
取引制限条項	令和2年度から令和5年度向けの旧一電と新電力の間の相対契約において、一部の旧一電が、 <b>取引制限条項（転売禁止条項、供給エリア制限条項（自社エリア内制限・自社エリア外制限）、供給量上限条項（需要実績値上限等））</b> を設定。 ※ 令和6年度向け以降の相対取引については、取引制限条項が解除又は緩和される方針。	旧一電発電等が、 <b>取引制限条項を設定することは、独禁法上問題となるおそれがある。</b> ◆ 転売禁止条項 → <b>拘束条件付取引</b> ◆ 供給エリア制限条項 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">                             ・ 自社エリア内制限                              ・ 自社エリア外制限                         </td> <td style="padding-left: 10px;">                             → <b>私的独占、拘束条件付取引</b>                              → <b>拘束条件付取引</b> </td> </tr> </table> ◆ 供給量上限条項（需要実績値上限） → <b>私的独占、取引拒絶</b>	・ 自社エリア内制限 ・ 自社エリア外制限	→ <b>私的独占、拘束条件付取引</b> → <b>拘束条件付取引</b>
・ 自社エリア内制限 ・ 自社エリア外制限	→ <b>私的独占、拘束条件付取引</b> → <b>拘束条件付取引</b>			

## 提言第2 旧一電の発電部門と小売部門の在り方

旧一電の発電部門から小売部門に内部補助が行われ、旧一電小売における調達価格がその小売料金に適正に反映されない場合、新電力は旧一電小売と競争を維持することが困難となるおそれがある。電取委の調査で、旧一電小売の調達価格が小売価格を上回る事例が複数確認されているが、当該状況が生じる原因の一つに規制料金の存在が挙げられている。

### ① 旧一電発電からの卸料金を踏まえた旧一電小売の小売料金の設定

- 旧一電小売が、正当な理由なく、**供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不当廉売）。**
- 旧一電小売の調達価格と小売価格の逆転が生じている状況について、規制料金の影響を正確に把握し、対処するためにも、電取委においては、**電圧の種類や規制料金・自由料金の動向も踏まえたより詳細な監視**を行い、規制料金が障害となっていることが確認された場合には、中長期的な影響も踏まえた上で、**是正に向けた必要な検討を行うことが望ましい。**

### ② 持続的な競争環境確保のための実効的方策

- 新電力が旧一電小売と競争を維持するため、電取委による旧一電の小売料金に係る監視は、引き続き実施されることが望ましい。
- 中長期的観点からは、旧一電の発電部門から小売部門への内部補助が行われていないことをより直接的に担保できるようにすること（例：統一的な会計基準に基づき発電・小売部門ごとの損益計算書を作成し、公認会計士等の監査を受け、監査証明書を所管官庁に提出するなどの取組）も考えられる。

### ③ 発販分離

- ①②の取組を進めてもなお、小売市場における公正な競争環境が確保されない場合には、発販分離を行うことが考えられる。
- 発販分離を行う場合には、発販分離時において、**旧一電小売と新電力との間で不当に差別的な取扱いが行われていないかについて、電取委による監視を行う必要がある。**

### 今後の取組

小売分野等の取引における実態把握を継続し、独占禁止法上の問題や競争政策上の課題について必要な提言等を行っていくとともに、独占禁止法上問題となる具体的な事例に接した場合には厳正に対処していく。